

◎戦没者等の妻に対する特別給付金支給法等の一部を改正する法律

(令和五年三月三十一日法律第九号)

一、提案理由 (令和五年三月一〇日・衆議院厚生労働委員会)

○加藤国務大臣 ただいま議題となりました駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案及び戦没者等の妻に対する特別給付金支給法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

…………… (略) ……………

次に、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法等の一部を改正する法律案について申し上げます。

戦没者等の妻に対しましては、さきの大戦で夫を失った精神的痛苦に特別の慰藉を行うため、これまで特別給付金として国債を支給してきたところでありますが、本年、最終償還を迎えることから、国として引き続き戦没者等の妻に対し特別の慰藉を行うため、特別給付金として額面百十万円、五年償還の国債を五年ごとに二回支給するものであります。

なお、この法律案の施行期日は、一部の規定を除き、令和五年四月一日としております。

以上が、二法案の提案の理由及びその内容の概要でございます。

御審議の上、速やかに可決していただくことをお願い申し上げます。

二、衆議院厚生労働委員長報告 (令和五年三月一六日)

○三ツ林裕巳君 ただいま議題となりました両案について、厚生労働委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

…………… (略) ……………

次に、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法等の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、これまで戦没者等の妻に特別給付金として支給してきた国債が最終償還を迎えることから、国として引き続き戦没者等の妻に対し特別の慰藉を行うため、特別給付金として額面百十万円、五年償還の国債を五年ごとに二回支給する等の措置を講じようとするものであります。

両案は、去る三月九日本委員会に付託され、翌十日加藤厚生労働大臣から趣旨の説明を聴取し、昨日、質疑を行った後、採決の結果、両案はいずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院厚生労働委員長報告 (令和五年三月三〇日)

○山田宏君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、厚生労働委員会におけ

る審査の経過と結果を御報告申し上げます。

…………… (略) ……………

次に、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法等の一部を改正する法律案は、戦没者等の妻に対し、特別給付金を継続して支給する等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、駐留軍等労働者の労働環境の改善に向けた取組、漁業離職者が可能な限り発生しない措置を講ずる必要性、戦没者等の妻に対する特別給付金の支給の在り方等について質疑を行いました。その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、順次採決の結果、両法律案はいずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。